

令和6年度 町・県民税の申告について（お知らせ）

令和5年中に所得のあった方は町・県民税の申告をしてください。ただし、所得税の確定申告をする場合は必要ありません。また、所得税の確定申告も裏面に挙げる「申告フローチャート」で「税務署での確定申告」に該当する場合でなければ、坂町役場で受け付けることができます。

なお、所得のなかった方でも申告が必要な場合があります。裏面の「申告フローチャート」をご覧ください。

□ 必要なもの

- ① この案内書類一式
- ② 個人番号カード 又は 通知カードと写真付きの身分証明書等の身元確認書類
(申告される方のみ。扶養される方のマイナンバー確認書類は必要ありません。)
- ③ 各所得(収入)の分かるもの(源泉徴収票など)
- ④ 不動産・営業収入のある方は、収支内訳書(必ず事前に作成し、お持ちください。)
- ⑤ 社会保険料、国民年金保険料、生命保険、地震保険などの控除証明書など
- ⑥ 令和5年1月1日から令和5年12月31日支払の医療費の明細書
〔領収書を提出していただく必要はありません。必ず事前に医療費の合計額や保険で補てんされる金額を計算し、お持ちください。領収書はご自宅で5年間保存してください。〕
- ⑦ 雑損控除を受ける方は、雑損控除の計算書
- ⑧ 寄附金控除を受ける方は、領収書。または「寄附金控除に関する証明書」(ふるさと納税の方のみ)
- ⑨ 身体障害者手帳等(お持ちの方)
- ⑩ 学生の方は、身分証明書(学生証、在学証明書など)
- ⑪ ご本人名義の通帳(確定申告で還付がある場合)

～申告にマイナンバー(個人番号)が必要です。～

申告書には本人と扶養家族のマイナンバーを記載する箇所があります。また、申告者本人のマイナンバーを確認できるものと本人確認ができるものを持参してください。

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

※ マイナンバーカードの写しを添付される際は、表面及び裏面の写しが必要となります。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

以下の番号確認書類と身元確認書類が、それぞれ1つずつ必要となります。

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
 - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)
- などのうちいずれか1つ



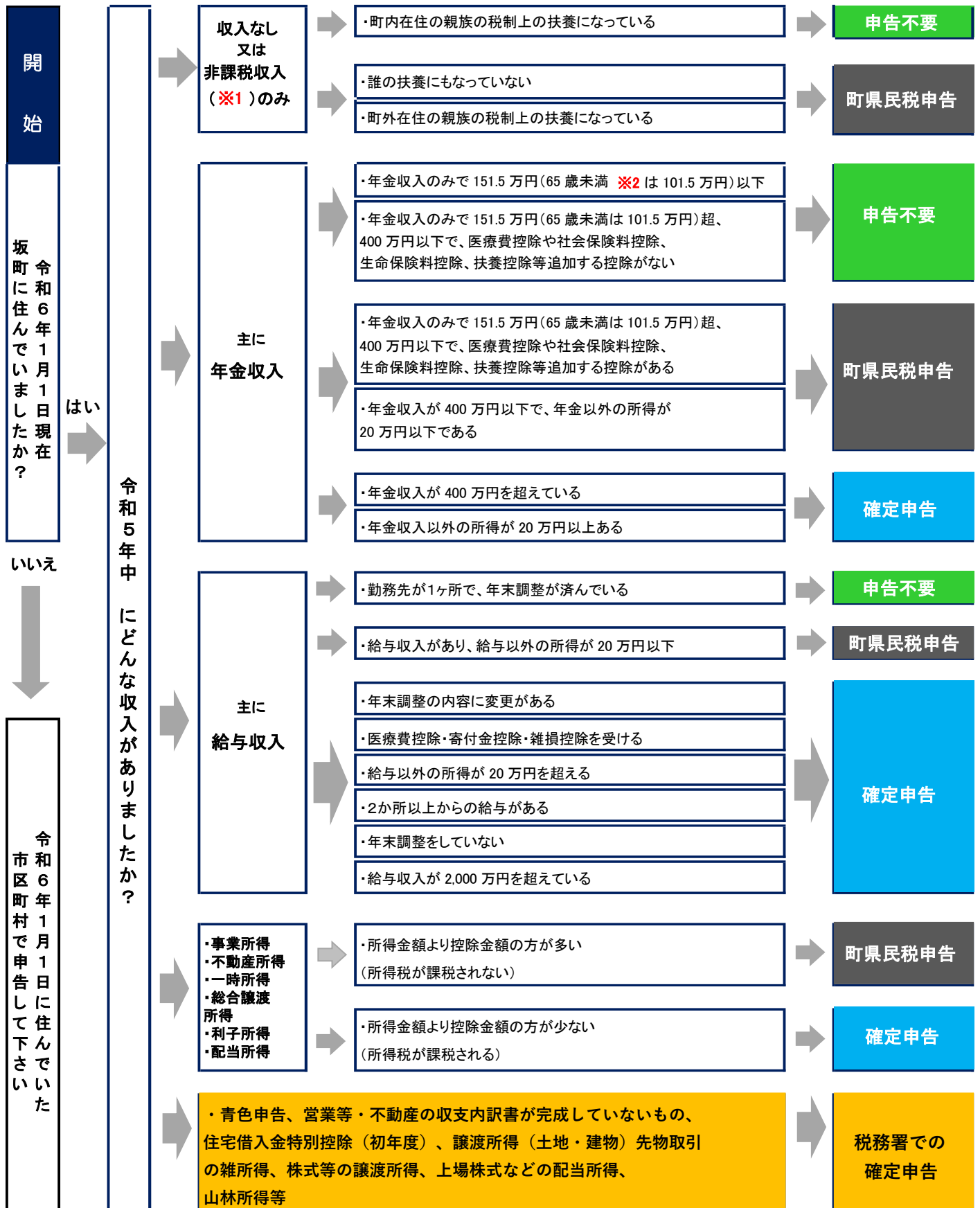
身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
 - 身体障害者手帳
 - 在留カード
- などのうちいずれか1つ

□ 申告フローチャート ～申告が必要？不要？～

- ・納めすぎた所得税の還付を受ける場合は、下表にかかわらず還付申告が必要です。
- ・所得証明書を必要とする方や、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方は下表にかかわらず申告が必要です。



※1 非課税所得には、遺族年金、障害年金、失業給付金等があります

※2 年齢は、令和6年1月1日現在です